

老後資産設計と税制優遇措置の有効活用について －自営業者等の金融資産選択を中心に－

About effective use of retirement asset plan and tax incentives
－ Mainly on the financial asset selection such as self-employed person －

朝日大学大学院経営学研究科 准教授 壁谷順之
Graduate School of Business Administration, Asahi University, Associate professor,
KABEYA, Nobuyuki

概要：昨今、長引く低金利状況の中で、個人の老後資産設計の必要性が高まっている。特に、2014年より開始された少額投資非課税制度（以下、NISAに統一）等や2017年に大幅制度改正された個人型確定拠出年金（以下、個人型DCに統一）の動向が注目されている。一方で、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）は、以前より制度的にあまり優遇されているとは言い難い。このため、資産設計の上でも制度内容を十分に理解・検討し、対策していく必要があると考える。そこで、本稿では個人の資産運用とそのあり方について、現状と課題を整理することが目的である。具体的には、自営業者等が様々なメニューから選択するために、税制優遇措置の有効活用に焦点を当てて制度上の比較・検討していく。

Abstract : In recent years, the need for personal retirement asset plan has been increasing in a prolonged low interest rate environment. In particular, the trends of the Nippon Individual Savings Account (hereinafter unified to NISA) that started in 2014 and the individual defined contribution pension plan (hereinafter unified to individual DC) that was revised drastically in 2017 are attracting attention. On the other hand, it is hard to say that the first insured person (self-employed person, etc.) of the national pension plan has been given preferential treatment systemically. For this reason, I think it is necessary to fully understand and study the contents of the system and take countermeasures for asset plan. Therefore, the purpose of this paper is to sort out the current situation and issues regarding individual asset management and how it should be. Specifically, in order for self-employed person to choose from various menus, the system will compare and examine the system focusing on the effective use of tax incentives.

1. はじめに

これまで、私たちの金融資産は、預貯金中心の保有状況が一般的である。その一方で、

老後資産設計については、既に公的年金制度のみに頼ることがほぼ困難な状況であることは周知の通りである。特に、職業別に見た場合、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）

は第2号被保険者（会社員等）に比べると厚生年金等の点でも十分な対策が望まれる。こうした中で、将来の資産設計を考えていくためには、どのように組み立てていくことが求められるのか。現状、資産運用にあたっては様々な選択肢が与えられており、私たちは選択・決定が容易ではないように見受けられる。そこで、本稿では個人の資産設計、特に自営業者等を中心に税制優遇などのメリットや、検討すべき課題を整理していくことが目的である。これまでも、先行研究結果やデータ等により、我が国の家計の資産設計や投資については元本確保型といった強い傾向が指摘されている。本稿では、投資のリスク・リターンを踏まえて、今後の老後資産設計について言及していく。内容の展開については、日本と諸外国との比較や日本国民の保有資産状況といったマクロ的な概観から、近年注目度が高まっているNISA等や個人型DC等の私的年金制度との比較といったミクロ的な制度の現状と課題までを整理していく。

2. 家計の金融資産の保有状況

一般的に、我が国の家計の金融資産は約1,700兆円あるいは1,800兆円の規模と表現される。その構成については、預貯金等のいわゆる安全資産を中心とした内訳になっていることが知られている。そのことが顕著であることは、図1によって示される通りである。これによると、日本の預貯金割合は52.5%と全体の半数以上を占めており、株式や投資信託等のいわゆるリスク資産はわずかに16.2%にとどまっている。一方で、米国は預貯金割合が13.1%程度に過ぎないが、リスク資産が53.9%と全体の半数以上を占めており、日本と対照的になっていることが分かる。なお、もう1つのユーロエリアについては、預貯金、株式・投資信託等、保険・年金等の三分割に近い状態となっている様子が伺える。

また、金融庁が公表したレポートによると、家計金融資産を年齢別に分布状況としたものが図2である。高齢化社会の進展に伴って、この25年間で高齢世代の保有する金融資産の家計全体に占める割合が増加し続けていることが分かる（2014年では60歳代と70歳以上の合計が65.6%）。金融庁によると、60歳以上の層に金融資産が集中している要因として、当然ながら高齢化に伴う人口構成の変化等の他、高齢世代の主要な資産が退職金に依存していること、平均寿命が延びる中で高齢者から高齢者への相続事情も指摘している。そして、これらをまとめると、日本の家計の金融資産の推移は、長期間の資産形成の成果によるものではないため、今後、投資教育や投資経験といったものが十分ではない中で、多額の金融資産運用をどうしていくのが課題であると説明している^{*1}。

3. 国民年金制度の現状

前章では、日本の家計の金融資産が預貯金中心であることを確認した。高齢世代の金融資産においては、預貯金とともに大きな役割を果たしているのが年金資産である。そこで、私たちの老後資産としてベースとなっている公的年金について見ていく。なお、年金制度自体の詳細については、関係諸機関（厚生労働省、国民年金基金連合会など）や多数の関連書籍等に記載されていることから、本章では負担と受給等の内容に絞って取り上げていく。

現在、国民年金の納付（支払）は毎月16,410円（2019年度価格）である。一方、65歳で受け取ることのできる老齢基礎年金（満額^{*2}）は、年780,100円（2019年度価格）となっている。両者の1989年以降の推移については、表1に示す通りである。支払負担は年々上昇していくのに対して、受給額は減少傾向にある。仮に、現状ベースの老齢基礎

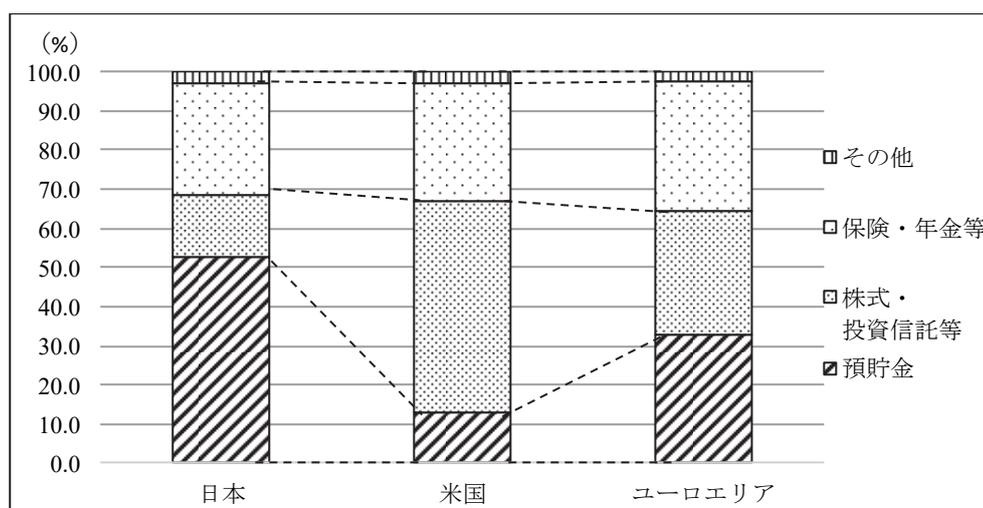


図1 家計の金融資産構成の国際比較
(出所) 日本銀行「資金循環の日米欧比較」をもとに筆者作成。

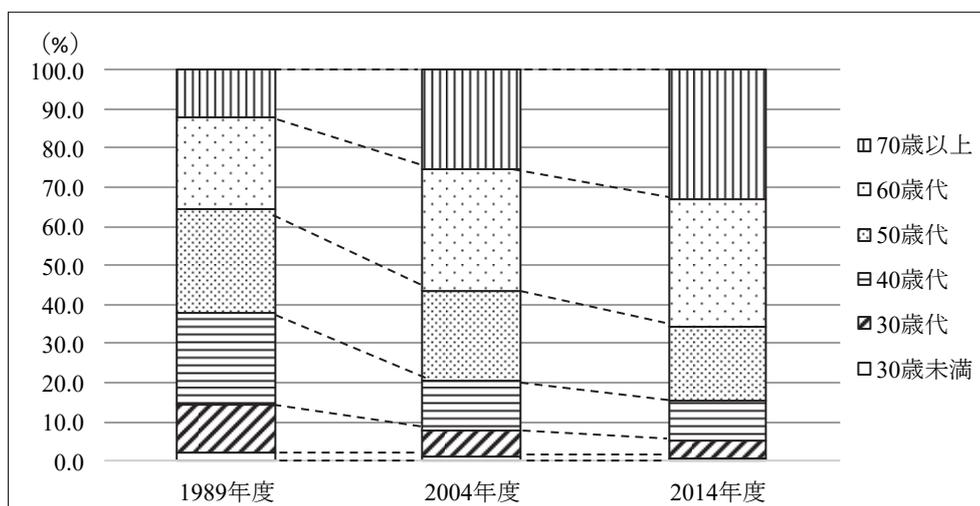


図2 世代別金融資産分布状況
(出所) 金融庁「平成27事務年度金融レポート」をもとに筆者作成。

年金を今後も受け取るとしても、1年間に約78万円（月額に直すと6万5千円）程度であることから、老齢基礎年金のみでは安定した生活が到底困難であることは想像に難くない。さらに、将来的に老齢基礎年金がどう推移していくのかは、少子高齢化の進展状況やマクロ経済スライド^{*3}の実施など、現在の日本が抱えている根本的な課題がカギを握っていることになる。

図3は、我が国の公的・私的年金制度の全体像である。国民年金の被保険者を職業別に、

第1号（自営業者等）、第2号（会社員等）、第3号（第2号の被扶養配偶者）の3区分とし、国民年金をベースとして厚生年金保険などの各種年金制度が積み重なった体系図である。公的年金とは国民年金および厚生年金を言い、私的年金とは後述の確定拠出年金制度（DC制度：Defined Contribution Pension Planの略称、以下同様）や確定給付企業年金などの多くの年金制度のことを言う。体系図を見る限り、私的年金が公的年金を補完している様子が伺える。この他にも、図には表

表1 国民年金保険料および老齢基礎年金（満額）の推移（1989年4月以降）

改定年月	保険料（定額）	改定年月	満額の年金額
1989年4月～	8,000円	1989年4月～	666,000円
1990年4月～	8,400円	1990年4月～	681,300円
1991年4月～	9,000円	1991年4月～	702,000円
1992年4月～	9,700円	1992年4月～	725,300円
1993年4月～	10,500円	1993年4月～	737,300円
1994年4月～	11,100円	1994年4月～	747,300円
1995年4月～	11,700円	1994年10月～	780,000円
1996年4月～	12,300円	1995年4月～	785,500円
1997年4月～	12,800円	1998年4月～	799,500円
1998年4月～	13,300円	1999年4月～	804,200円
2005年4月～	13,580円	2003年4月～	797,000円
2006年4月～	13,860円	2004年4月～	794,500円
2007年4月～	14,100円	2006年4月～	792,100円
2008年4月～	14,410円	2011年4月～	788,900円
2009年4月～	14,660円	2012年4月～	786,500円
2010年4月～	15,100円	2013年10月～	778,500円
2011年4月～	15,020円	2014年4月～	772,800円
2012年4月～	14,980円	2015年4月～	780,100円
2013年4月～	15,040円	2017年4月～	779,300円
2014年4月～	15,250円	2019年4月～	780,100円
2015年4月～	15,590円		
2016年4月～	16,260円		
2017年4月～	16,490円		
2018年4月～	16,340円		
2019年4月～	16,410円		

（出所）日本年金機構ホームページ等をもとに筆者作成。

（数値は平成30年3月末現在）

※ 確定拠出年金（個人型）iDeCo 合計85万人

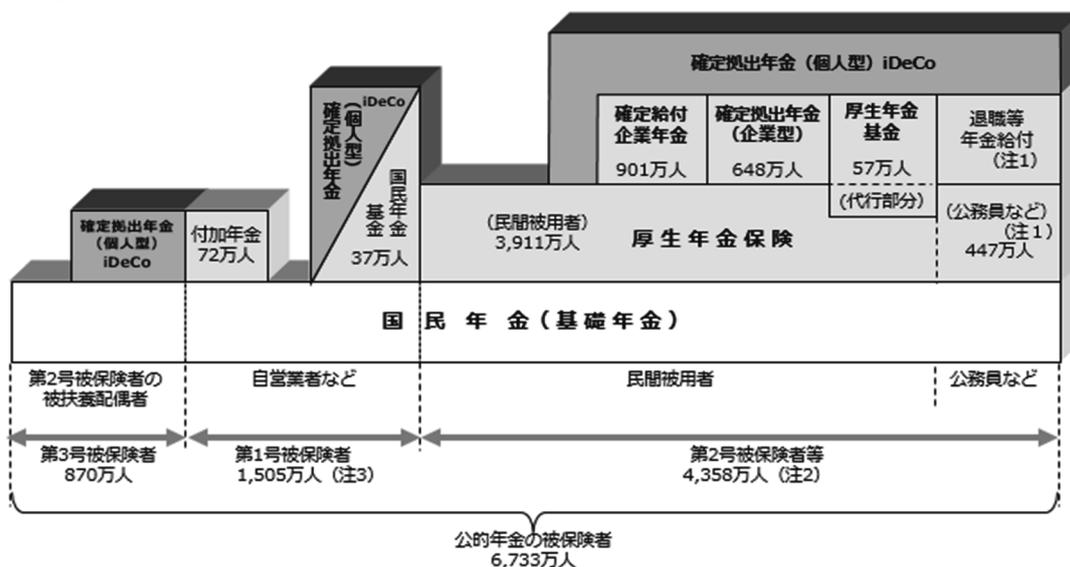


図3 年金制度の体系
（出所）企業年金連合会ホームページより引用（ダウンロード）。

示されていない私的年金として、中小企業退職金共済（中退共）、特定退職金共済（特退共）、小規模企業共済などが存在する。現状、我が国の年金制度は非常に複雑多岐に渡っており、制度理解や分析は容易ではない。私たちにとって、年金のメニューが豊富になっている一方で、老後資産などのリタイアメント・プランニングの重要性はますます高まっていると言える。

なお、私たちが毎年一定時期に受け取っている「ねんきん定期便」*4は、日頃より年金制度への理解を深めていくこと等を目的とし、国民一人一人のそれまでの年金加入記録や将来受け取ることができる年金額（見込）等が記載されている。

4. DC 制度の現状

上述の私的年金の1つであるDC制度は、2001年より導入されて以降十数年を経て、2017年に画期的な制度改正が行われて世間の注目を浴びている。簡潔にまとめると、2017年に制度内容の拡充が実施された。概

要を整理すると、これまでの加入者資格（自営業者等や一部の会社員に限定）や拠出限度額に大幅な変更が行われた。これにより、事実上ほとんどの人たちがDC制度に加入することになった上、拠出限度額も見直された*5。この点についてもう少し詳細に見ていくと、DC制度のうち個人が加入する個人型DC（政府によりiDeCo：イデコと名付けられた）は、国民年金の第2号被保険者および第3号被保険者にとっては加入資格の拡充、すなわち、投資機会の拡大を意味する。個人型DCの加入状況については図4に示す通りである。なお、DC制度には個人型の他に、事業主や従業員が加入する企業型の2種類あるが、本章では個人型に絞って取り上げていく。

図4によると、個人型の加入者数および登録事業所数ともに年々右肩上がり増加している状況である。さらに、加入者の内訳を見ると、第2号被保険者の増加が圧倒的であり、次いで第1号被保険者、第3号被保険者の緩やかな増加となっている。この飛躍的な増加は当

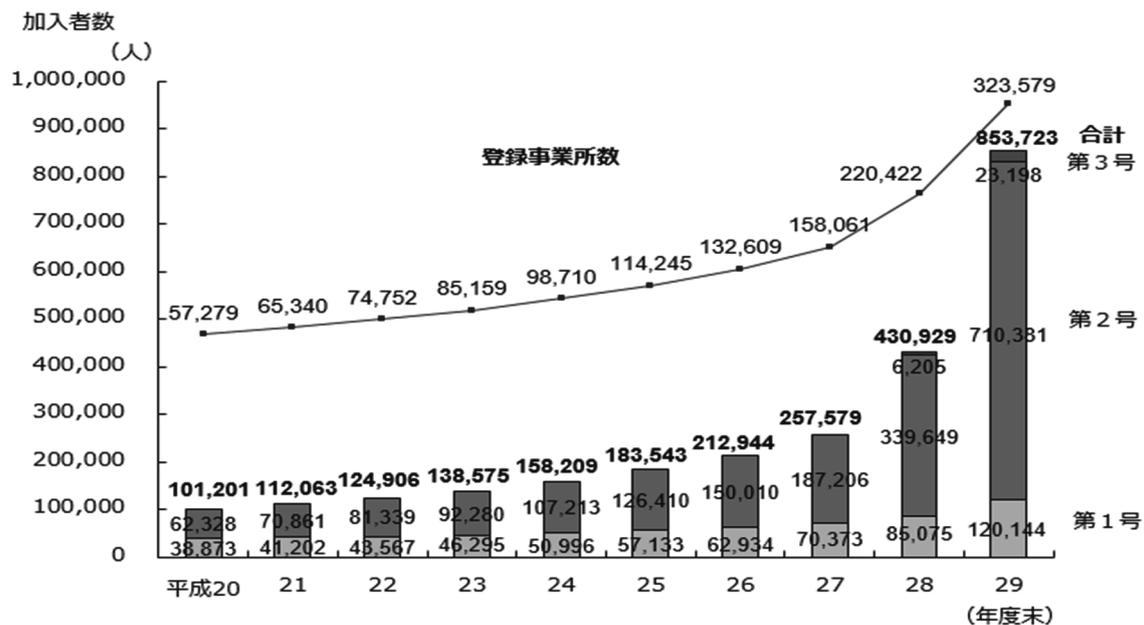


図4 個人型DC加入者数および登録事業所数の推移
 (出所) 厚生労働省『確定拠出年金の施行状況』、企業年金連合会ホームページより引用（ダウンロード）。

然ながら 2017 年以降の制度改正が背景にあり、2009 年から 2018 年までの 10 年間で約 8 倍に膨れ上がったことになる。なお、直近では 2019 年 3 月末時点で 121 万人（対前年比 35.6 万人増、42% 増）に到達している状況である。

その一方で、第 1 号被保険者にとっては加入範囲および拠出限度額ともに変更はなく、従来通りのままである。自営業者等は引き続き老後資産設計の自助努力が欠かせない状況が続いている。

5. 資産選択に関する先行研究

前章までにおいて、私たちの老後のリタイアメント・プランニングを検討する上で、根本となる年金制度の現況を中心に概要を整理してきた。それでは、具体的な金融資産選択についてどのように考えていくことができるのか。私たち個人あるいは家計が、様々な金融商品の中から何を選擇するのかといった研究は数多く存在する。本章では、個人の金融資産選擇行動に関する先行研究のうち、本稿に関連性の高いものを取り上げていく。

西村他(2011)では、DC 制度加入者間での特質の違いについて着目し、加入者層を分類して金融資産選擇を実証分析している。その結果、金融資産の保有状況については、将来設計に関しての関心度や投資家としての成熟度がともに高くない「無関心層」と、将来設計に関しての関心度は高いが投資家としての成熟度は高くない「計画性のある保守派」は、他のタイプよりも圧倒的に元本確保型金融商品を多く保有していることを明らかにした。さらに、この結果から元本確保型金融商品に偏重した運用は、DC 制度のように長期間に渡る運用期間が確保できる資産運用には適さないことを意味し、金融に関する様々な教育を行ってもそのポートフォリオを変化させない層が存在することも明らかにしたので

ある*6。

また、西田他(2011)では、かつて存在した適格退職年金制度*7 から DC 制度（企業型）への移行の際の資産選擇に着目し、資産配分（安全資産の多少）について資産残高、年齢層などに項目を分けて分析を行っている。その結果、資産運用が安全資産に偏るのは、主に資産配分が 100 万円未満で、年齢層が 50 歳代、金融知識についての理解度が低く、退職後の生活設計がほとんどできていない層であると指摘している*8。

この他、山下等(2017)では、米国家計の金融資産選擇と債務について、1989 年から 2013 年までの 24 年間の調査データを用いて、家計世帯主年齢・世代・調査時点の時代という 3 つの要因による効果を分離し、それぞれの要因が金融資産選擇などへの選好の変化に及ぼす影響を分析している。その結果、米国家計のマクロ的な金融資産選擇行動を整理すると、1946 年から 1963 年に生まれたベビーブーマー世代のような厚みのある世代が高齢化すると、従来からのライフサイクル理論に反してリスク資産を保持し続け、経済の動きに沿ったアクティブな株式の購買を行うことなどを説明している*9。

これらの研究は、直接的・間接的いずれにも年金資産（特に DC 制度）やリスク資産に着目して資産選擇の分析を行っている点では共通と言える。一方で、本稿で中心に取り上げているのは自営業者等が老後資産設計を行う上での重要な選択肢の 1 つとなる個人型 DC であり、同制度の加入者数は近年飛躍的に増加していることから、実証分析を行うには個人データの制約や入手方法など制約を伴う可能性が考えられる。本稿においても、残念ながら実証分析を行うまでに至っておらず、制度的な内面から問題点等を整理していくことにする。

6. 投資と税制優遇（節税）の概要と課題

本章では、自営業者等の老後資産設計で重要な検討要素となる税制優遇について取り上げていく。具体的には、NISA 等と個人型 DC の2つに分けて見ていくことにする。なお、一般的に前者は少額で投資をする人たちのための支援制度であり、後者は老後資産設計のための制度と定義上分類できる（詳細は後述）。

6-1. NISA 等の税制優遇措置

現状、NISA^{*10}をはじめとする優遇措置は3タイプ^{*11}にまとめることができる（表2参照）。これらの制度は、いずれも投資対象が上場株式や公募株式投資信託等の一定の金融商品に限定されているものの、最長で5年間あるいは20年間は非課税扱いとなることが第一のメリットとして挙げられる。そして、投資者にとっては短期的な資産運用の場合にはNISAが、長期的な資産運用の場合にはつみたてNISAがそれぞれ適していると言える。投資金額は、NISAで年間120万円（5年間で600万円）^{*12}、つみたてNISAで年間40万円（20年間で800万円）まで非課税となることから、個人の老後資産設計において大きな役割を果たすものと考えられる。

一方で、この優遇措置の注意点も多く存在する。まず、上記にて説明しているように、投資対象が一定の金融商品に限定されていることである。当然ながら、預貯金や国債・社債等は投資対象ではなく、上場株式や公募株式投資信託等のリスクのより高い金融商品であることから、投資や資産運用についての知識・経験が十分ではない者にとって、単純な選択肢とは言えない。次に、投資対象期間は永久ではなく、あくまでも最長で5年間や20年間といった時限的な制約が伴う点である。例えば、NISAが5年毎に制度延長することになったとしても、それは可能性の問題であって確実とは言えない。投資者は、優遇措置がいつまでも存在するものと念頭に置くには注意が必要であり、常に最新情報に耳を傾けることが求められるのである。

6-2. 個人型 DC の税制優遇措置

税制優遇を活かしたもう1つの選択肢は、個人型 DC である。上述の通り、定義上、個人型 DC は老後資産設計のための制度に直接分類することができる。というのも、同制度は資金の引き出し（解約、出金）が60歳以降に限られ、60歳までは引き出すことができないからである。一見すると、NISA等には資金の引き出し制限がないため、個人

表2 NISA 等の制度的概要の比較

	NISA	ジュニアNISA	つみたてNISA
対象者	20歳以上の居住者等	20歳未満の居住者等	20歳以上の居住者等
口座開設期間	～2023年12月31日		
非課税の対象内容	上場株式、公募株式投資信託等の譲渡益・配当等		長期分散投資に適した投資信託等
非課税期間	最長5年間		最長20年間
非課税投資金額	年120万円（最大600万円）	年80万円	年40万円（最大800万円）
ロールオーバー（延長）	可	—	可
損益通算	他の上場株式等の譲渡益・配当との通算は不可		
引き出し時期	制限なし	制限あり	制限なし
非課税枠の翌年への繰越	不可		
金融機関の変更	可（毎年）	不可	可（毎年）
配当金・分配金の受取方法	株式数比例配分方式		
その他	NISAとつみたてNISAはどちらか一方を選択		

（出所） きんざい『2019年版FP提案力の強化書』等をもとに筆者作成。

表3 個人型 DC の制度的概要

		個人型DC (iDeCo)
対象者		20歳以上60歳未満
運用期間		最長40年間
年間拠出、投資枠		自営業者等81万6千円(月額6万8千円) ※1
非課税対象商品		投資信託、定期預金、保険商品
運用方法		毎月積立または年1回以上まとめて拠出
制度の期限		特になし
解約、出金		60歳以降 ※2
スイッチング(商品の預け替え)		可
節税メリット	① 拠出時	全額所得控除 ※3
	② 運用時	全額非課税
	③ 受取時	退職所得控除または公的年金等控除

※1 国民年金基金との合算

※2 積立期間が10年未満の場合、最大65歳まで繰下げ

※3 小規模企業共済等掛金控除

(出所)『週刊ダイヤモンド』、前掲書『2019年版FP提案力の強化書』等をもとに筆者作成。

型 DC には大きな制約を伴っているようであるが、その一方で、表3に示したように税制優遇が全面的に盛り込まれているといったメリットも見逃せないと考える。

第4章にて述べたように、個人型 DC は2017年に大きな制度改正が行われたが、それ以前は加入者に制約があったことから、自営業者等の老後資産設計を意図して設けられた制度であった。そのことは、年間拠出金額が81万6千円(月額ベースに直すと6万8千円)まで可能となっている点からも分かる。また、非課税対象商品については、加入者が実際にどのプランで投資(運用)していくのかによるが、安全性を重視して元本確保型を選ぶのか、あるいはハイリターンを目指してリスク型を選ぶのかは自由である。そして、スイッチングと呼ばれる商品の預け替えについても、個人型 DC には認められるが NISA にはできないなどの特徴もある。

最大の特徴点は全面的な税制優遇制度である。表3に示すように、掛金の拠出時に始まって、投資期間中の運用時はもちろん、最終的な資金受取時^{*13}まで様々な税制優遇が完備

されている様子がよく分かる。自営業者等を中心とした個人の老後資産設計において、同制度の果たす役割は大きいと考える。

7. 考察

これまで比較・検討してきた税制優遇措置をもとにして、自営業者等の老後資産設計に対する現状と課題を整理していく。そこで、本章では以下の3点を指摘する。

第1に、投資者は老後資産を増やすことに対して、大きな関心を持って取り組む必要がある点である。このことは、第6章で取り上げた NISA 等や個人型 DC を含めた選択肢が、投資者にとって充実している点からも明らかである。豊富なメニューの中で、投資者はいかにして各人に見合ったプラン・運用を行うのかという決定が求められ、その実現のためにはより専門的な知識・経験が左右すると言えるからである。一方で、臼杵(2018)が指摘するように、個人型 DC やつみたて NISA の認知度はまだ低いため、利用者が今後どこまで伸びていくのかが課題となっている。特に、個人型 DC では加入者の資産の60%が元本

確保型に投資されていることを指摘し、リスク型への分散投資の必要性を説明している。このことから、自営業者等の投資者は資産を増やすという単純な目的・結果だけでなく、そのプロセスを十分に理解してリスクと正面から向き合っていくなどの対応策が望まれるものと考えられる。また、NISA 等や個人型 DC をといた選択肢のいずれかが有利不利の議論は、あくまでも個々人のプランに伴ってケースバイケースであると思われ、単純な比較・検討は本質ではない点も本稿で主張したい。

第2に、他の私的年金制度の活用である。これまで取り上げてきた個人型 DC の加入者数や NISA の口座数は確かに以前よりも拡大している。しかしながら、老後資産設計はこれらだけでなく、他にも選択肢は存在するのである。具体的には、従来から存在している国民年金基金や付加年金などである。図3によると、現状、これらの加入状況は国民年金基金が37万人（第1号被保険者1,505万人に占める割合は約2%）、付加年金は72万人（同4%）と低い。自営業者等にとって、近年の制度改正は投資機会の拡大というメリットを生んだことになる。新たな選択肢には、メリット・デメリットが多く存在するため、慎重に対処する必要があることは上述の通りである。ただ、従来から存在する他の私的年金制度には、多くのメリットも存在することから、十分に比較・検討の余地はあると考えている。参考までに、会社員等の勤労者の老後資産設計では、従来から存在する制度として勤務先の協力を得て加入する財形貯蓄制度（住宅貯蓄や年金貯蓄など）がある。いずれにしても、制度を全体的に理解した上での対応となることから、第1の専門的な知識・経験が左右する点と共通課題と言える。

第3に、金融機関や専門家の活用である。第1・第2で指摘したように、老後資産設計

には専門的な知識・経験が求められる。加えて、私的年金では公的年金と異なり自己責任投資が前提となっているため、投資者は投資決定後に定期的なウォッチをするなどの自助努力も必要である。仮に、自営業者等の投資者が専門的な知識・経験を求めるのが困難な状況にある場合、自助努力だけでなく銀行等の金融機関の窓口で相談することも選択肢の1つである。この点については、個人型 DC では取扱金融機関によって徴収される手数料に差があるなど、投資者にとって金融機関の選択も見逃せない大切なポイントである。なお、拙稿・壁谷(2017)で述べたように、他の専門家として FP（ファイナンシャル・プランナー）等の活用も今や世間に幅広く浸透していることから再度指摘しておきたい^{*14}。確定拠出年金制度においては、投資者や加入者が適切に資産運用を行うための情報提供などの投資教育について規定がある^{*15}。具体的には、商品の内容やリスク・リターンとの関係などが幅広く定められており、専門的な知識・経験が求められることは言うまでもないことである。老後資産設計には自助努力は必要であるものの、これら他の専門家の活用も重要な選択肢の1つになる可能性が高いと考える。

8. おわりに

現状、国内の金融資産運用を取り巻く環境は、2016年2月より開始された日銀のマイナス金利政策等も含めて非常に低金利な環境となっている。こうした中で、私たちは老後資産などの生活設計をどのように検討していく必要があるのかという大きな課題を抱えている。本稿では、このうち近年脚光を浴びてきている NISA 等や個人型 DC といった制度を取り上げながら、自営業者等の老後資産設計について論じてきた。自営業者等が、公的年金制度のみに依存していくには限界があ

り、将来的にいかにして資産確保するのかはとても重要な課題である。そのためには、国が設けた様々な資産運用制度を活用していきたいものの、そこにはメリットばかりではなく大きく立ちはだかる課題も存在している。

一方で、2018年4月より国民年金の加入期間要件が、従来の25年から10年に制度変更（短縮）となった。これにより、老齢基礎年金の受給者数が増加するのは当然であり、政府の持ち出し部分が増加する。その負担のつけは誰が負担するのかといった今後の課題も生じている。また、私たちが毎年一定時期に受け取っている「ねんきん定期便」では、将来的に受け取ることができる年金見込額の他に、もしも受け取り開始時期を遅らせた場合の繰下げ受給^{*16}についても記載が2019年4月より追加されるようになった。政府としては、私たちに様々な情報提供や投資機会の拡大を実施し、各人の関心度の向上や自助努力を促進している。

様々なデータや先行研究にて指摘されるように、我が国では投資に対して安定志向を重視した元本確保型商品を選択する傾向が高く、老後資産設計の上でこの点についても改めて見直す必要性を指摘する。投資者は、急速に変化する状況に対して、その表側とそこに隠れている問題点などを十分に整理して、投資に正しく向き合っていく姿勢が求められている。その結果、今後どのように社会や制度が変化していくのかといった動向について、私たちはさらに見守っていく必要があると考える。

注

- * 1 金融庁「平成 27 事務年度金融庁レポート」、P.48 参照。
- * 2 ここでいう満額とは、1941年（昭和16年）4月2日以後に生まれた人が、40年間（20歳から60歳まで）全て保険料納

付済期間である場合の支給額である（1941年4月1日以前に生まれた人は支給要件が異なるため省略する）。

- * 3 マクロ経済スライドは、2004年の年金大改正時に将来的な導入が盛り込まれたが、その後、持続的な物価下落に伴って物価スライド特例措置が適用されて2015年まで導入が見送られた経緯がある。
- * 4 「ねんきん定期便」は、かつて2007年頃に発生した年金消失問題の対応策の一環で、政府が国民年金加入者の誕生月に合わせて毎年発送している。
- * 5 制度改正により、個人型については第2号被保険者のうち企業型年金加入者（他の企業年金なし）は新たに月額2万円（年額24万円）、企業型年金加入者（他の企業年金あり）は新たに月額1万2千円（年額14万4千円）まで拠出できるようになった。なお、他の企業年金等を実施していない企業に勤める者はこれまで通り月額2万3千円（年額27万6千円）であるが、ここに新たに第3号被保険者が同額まで拠出できるようになった。
- * 6 西村他(2011)、P.54、P.56 参照。
- * 7 適格退職年金は厚生年金基金とともに戦後長期間に渡って企業年金制度を支えてきたが、2012年3月末をもって完全に廃止となった。
- * 8 西田他(2011)、P.100 参照。
- * 9 山下他(2011)、P.84 参照。
- * 10 これまで、NISAの登場以前（2013年12月31日まで）は上場株式の配当・譲渡所得（売却益）に対して所得税・住民税は20.315%課税されることを10.147%に軽減されていた（いずれも復興特別税を含む）。NISAの登場とともにこの軽減税率制度は廃止され、従来通りの20.315%に戻ったことになる。
- * 11 ただし、実際にはNISAとジュニア

NISA、NISA とつみたて NISA はいずれかの選択となることから、2タイプと言える。

- *12 NISA が登場した 2014 年当初は、年間上限額が 100 万円であったが、その後、2016 年より現在の 120 万円に拡大された。
- *13 資金の受取方法によって税制優遇の種類が異なる。資金を一括で受け取る場合には退職所得控除が適用され、資金を分割で受け取る場合には公的年金等控除が適用される。
- *14 壁谷 (2017)、P.26、P.27 参照。
- *15 個人型 DC では、国民年金基金連合会に投資教育を行う義務が課せられている。なお、企業型 DC では、企業などの事業主に投資教育を行う義務が課せられている。
- *16 原則として 65 歳から受給する公的年金を遅らせた場合、最大で 42% 増額が可能な制度 (70 歳まで繰下げの場合)。

引用・参考文献

- [1] 臼杵政治 (2018) 「経済教室」、日本経済新聞掲載記事 (2018 年 6 月 1 日付朝刊)。
- [2] 壁谷順之 (2017) 「個人型確定拠出年金の普及と法改正後の諸問題 - 低金利時代の資産設計のあり方を中心に -」『朝日大学大学院経営学研究科紀要』、第 17 号、pp.21-28。
- [3] 企業年金連合会ホームページ
<https://www.pfa.or.jp/> (2019 年 3 月現在)
- [4] きんざいファイナンシャル・プランナーズ・センター編 (2019) 『2019 年版 FP 提案力の強化書』、きんざい。
- [5] 金融庁ホームページ
<https://www.fsa.go.jp/index.html> (2019 年 3 月現在)
- [6] 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/> (2019 年 3 月現在)
- [7] 国民年金基金連合会ホームページ
<http://www.npfa.or.jp/401K/> (2019 年 3 月現在)
- [8] 税務研究会編 (2019) 『税務インデックス (令和元年度版)』。
- [9] 田中章二 (2018) 『10 分でわかる得する年金のもらい方 (第 3 版)』、WAVE 出版。
- [10] 田村正之 (2018) 『人生 100 年時代の年金戦略』、日本経済新聞出版社。
- [11] ダイヤモンド社 『週刊ダイヤモンド』 (2019 年 6 月 29 日発行)、第 107 巻 25 号。
- [12] 西田小百合・村上恵子・西村佳子 (2011) 「確定拠出年金加入者の資産選択と制度移行の影響」『東海大学紀要政治経済学部』、第 43 号、pp.89-103。
- [13] 西村佳子・西田小百合・村上恵子 (2011) 「確定拠出年金加入者像をとらえる試み」『生活経済学研究』、第 33 号、pp.49-57。
- [14] 日本銀行ホームページ
<http://www.boj.or.jp/> (2019 年 3 月現在)
- [15] 日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/> (2019 年 3 月現在)
- [16] 山下貴子・中村隆 (2017) 「交互作用効果を考慮したコウホート分析法による米国家計金融資産選択行動」『ファイナンシャル・プランニング研究』 (日本 FP 学会)、第 17 巻、pp.72-85。